# 公共事業の事業評価書

(国営土地改良事業等の事前評価)

令 和 7 年 8 月

## 農林水産省

#### 1 政策評価の対象とした政策

令和7年度に事業着工を要求する次の事業地区を対象として、評価(事前評価)を実施した。

事 業 名	事前評価実施地区数
国営かんがい排水事業	3
土地改良施設突発事故復旧 ・防止事業(直轄)のうち 土地改良施設事故防止事業	1
国営農地再編整備事業	1
独立行政法人水資源機構事業	1
合 計	6

なお、具体の地区名は以下のとおりである。

#### (国営かんがい排水事業)

まいがわかりゅう 美瑛川下流(北海道)、阿賀野川左岸(新潟県)、多良間(沖縄県)

(土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)のうち土地改良施設事故防止事業) あがのがわようすい 阿賀野川用水(新潟県)

### (国営農地再編整備事業)

ショウのなんぷ 富良野南富(北海道)

#### (独立行政法人水資源機構事業)

かがわようすい 香川用水(香川県)

#### 2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

本評価は、農林水産省農村振興局において、令和7年4月から8月までの間に実施した。

#### 3 政策評価の観点

本評価に当たっては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。 事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果(別添1)に添付しているチェックリスト及 びチェックリスト判定基準表(参考資料1)に示すとおりである。

#### 4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針について(平成 19 年 3 月 28 日付け 18 農振第 1596 号農林水産省農村振興局長通知)」等に基づき、事業特性に応じて総費用総便益手法による費用対効果分析を行うことなどにより定量的に把握した。また、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について(平成 14 年 12 月 18 日付け 14 農振第 1828 号農林水産省農村振興局長通知)」に基づき、事業の必要性、効率性、有効性、実施環境等の項目について確認することにより、総合的に把握した。

その結果は、地区別評価結果(別添1)に示すとおりである。

#### 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

費用対効果分析手法やチェックリストの評価方式・評価項目などについては、食料・農業・ 農村政策審議会農業農村振興整備部会に諮り、評価手法の妥当性・透明性・客観性の確保を図 っている。

また、本評価結果の作成に当たっては、評価結果の客観性及び透明性の確保を図るため、地方農政局、国土交通省北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局において、学識経験者等から構成される技術検討会を設置し、各委員の専門的見地からの意見を聴取した結果、いずれの地区とも適切に評価されているとの意見を得ている。技術検討会の委員名簿は別添2のとおりである。

#### 6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果及びチェックリスト判定基準表(参考資料 1)及び事業の効用等に関する説明資料(参考資料 2)である。地区別評価結果は、農林水産本省のホームページにおいて公表している。技術検討会の議事概要は、地方農政局、国土交通省北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局のホームページにおいて公表している。また、本評価に関する問合せ先及びホームページアドレスは別添3に示すとおりである。なお、それぞれの事業計画は土地改良法等に基づく手続を経て決定される。

#### 7 政策評価の結果

本評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。